

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 贈与税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国（目黒税務署長）

平成21年11月19日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年4月24日判決、本資料259号－77・順号11190）

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	石川 達紘
同	小田 修司
同	藤田 浩司
被控訴人	国
上記代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	目黒税務署長 板垣 勝義
指定代理人	間野 明
同	出田 潤二
同	渡邊 晃樹
同	山口 克也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成17年10月21日付けで控訴人に対してした、平成14年分贈与税の更正処分（ただし、平成18年3月30日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち、課税価格5146万円及び納付すべき税額2683万4000円を超える部分並びに上記贈与税に係る過少申告加算税賦課決定処分（ただし、平成18年3月30日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち388万5000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が、控訴人が平成14年中に無記名式割引金融債と現金の贈与を受けたとして、贈与税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行ったのに対し、控訴人が、無記名式割引金融債については平成14年中に贈与を受けたものではなく、現金については生活費として支払われたものであり贈与税の課税対象とならないなどと主張して、上記各処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求には理由がないとして棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 法律の定め、争いのない事実等、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁18行目末尾の次に、改行して次のとおり加える。

「乙は、友人である弁護士の意見も聴いて上記のように対価性のある場合には贈与に当たらないと考えていたのであり、控訴人も乙からの指示もないので税金を納める必要はないと思っていた。このように乙及び控訴人には脱税の意思は全くなく、課税当局も、本件につき過少申告加算税を課したにとどまり重加算税を課していないことからして、控訴人らに脱税目的があったとは認定していない。」

(2) 原判決6頁22行目冒頭に「C財産メモは、乙の個人財産を正確に記載したものではなく、乙があずかり知らないCの私的メモにすぎない。すなわち、」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件割引債は、控訴人が贈与により取得した財産であるか。)について

控訴人は、控訴人が乙に対して控訴人の子らの認知請求をせず、将来、控訴人等の相続権を主張せず、また、慰謝料も請求しないこと等の対価として本件割引債を受領したのであるから、贈与ではない旨主張する。

しかしながら、上記のように認知及び慰謝料の請求や相続権の主張をしないことについて乙と控訴人との間に合意が成立したか否かについては、原審における両名の供述や陳述書の記載はあいまいであり、これらによっては、上記合意の成立を認めることはできず、むしろ控訴人は、乙から生活費をはじめとする多額の贈与を受け続けていることから、これまでのところ子らの認知及び慰謝料の請求を差し控え、将来における相続権の主張につき積極的な意向を示していないにすぎず、乙もまた、そのような状態を維持継続するために贈与を行ってきたものと認めるのが相当である。

したがって、控訴人と乙との間において、本件割引債の交付につき、法的にその対価となるべきものが控訴人から乙に与えられたと認めることはできず、控訴人の上記主張は採用することができないから、本件割引債は、控訴人が無償で取得したもの、すなわち贈与により取得した財産であると認めることができる。

2 争点(2)(本件割引債について、贈与による財産の取得の時は、平成14年9月であるか。)及び争点(3)(本件900万円は、原告が乙からの贈与により取得した財産であり、課税対象となるものであるか。)について

これらについての当裁判所の判断は、次のとおり訂正付加するほか、原判決の「事実及び理由」第3の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁18行目、21行目、14頁8行目、16頁17行目、18頁21行目及び19頁1行目の各「完全に」をいずれも「現実的に」と改める。

(2) 原判決10頁15行目の「この株価表」を「本件財産等内訳表はその内容からして毎月末日時点における乙の個人資産の内訳を示すものであるところ、上記株価表」と改める。

(3) 原判決11頁7行目の「認めることができる」を次のとおり改める。

「認めることができ、加えて、C財産メモ中の割引債一覧表に記載された割引債の価額はすべて本件財産等内訳表中の有価証券欄記載の金額に含まれ、その金額に基づいて乙の個人資産

の総額が算出されていたと認めることができるから、Cはもとより乙もまた、上記割引債一覧表に記載された割引債はすべて乙の個人資産に含まれるものであるとの認識を有していたものと認めることができる」

- (4) 原判決13頁12行目の「乙68」を「甲77、78、86、乙証人」と改め、13行目の「原告が」から26行目末尾までを次のとおり改める。

「控訴人が前記のとおり貸金庫で保管していた割引債については、平成14年8月まで、その乗換手続にはすべてCが関与し、乗換差金もすべてCが受領してCの個人資産の一部として管理していたことが認められる。」

- (5) 原判決14頁6行目の「推認することができる」を次のとおり改める。

「推認することができ、その後も、乙は、控訴人の保管する本件割引債の乗換手続にCを逐一関与させ乗換差金をすべて取得することにより、依然として本件割引債を自らの管理下におき、控訴人はこれを現実支配管理してはいなかったと認めるのが相当である」

- (6) 原判決18頁3行目の「しかしながら」の次に、次のとおり加える。

「、前記認定説示のとおり、乙は、平成14年8月まで控訴人の保管する本件割引債の乗換手続にCを逐一関与させ乗換差金をすべて取得することにより、依然として本件割引債を自らの管理下におき、控訴人はこれを現実支配管理してはいなかったと認めるのが相当であり」

- (7) 原判決18頁18行目の「仮にこれらの」から25行目末尾までを次のとおり改める。

「前記認定説示のとおり、上記期間の後も平成14年8月まで、C財産メモ中の割引債一覧表に記載された割引債の価額はすべて本件財産等内訳表中の有価証券欄記載の金額に含まれ、その金額に基づいて乙の個人資産の総額が算出されていたと認めることができるから、Cはもとより乙もまた、上記割引債一覧表に記載された割引債はすべて乙の個人資産に含まれるものであるとの認識を有していたものと認めることができ、しかも、乙は、平成14年8月まで控訴人の保管する本件割引債の乗換手続にCを逐一関与させ乗換差金をすべて取得することにより、依然として本件割引債を自らの管理下におき、控訴人はこれを現実支配管理してはいなかったと認めることができる。これらによると、それ以前の上記期間中における乙の確定申告書添付書面中の記載に変化があったとしても、本件割引債を控訴人が取得した時期が平成14年9月であるとの前記認定を左右するものではない。」

- 3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園尾 隆司

裁判官 藤山 雅行

裁判官 藤下 健